

議案第17号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道路線を変更することについて、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月12日提出

南房総市長 石井 裕

市道変更路線調書

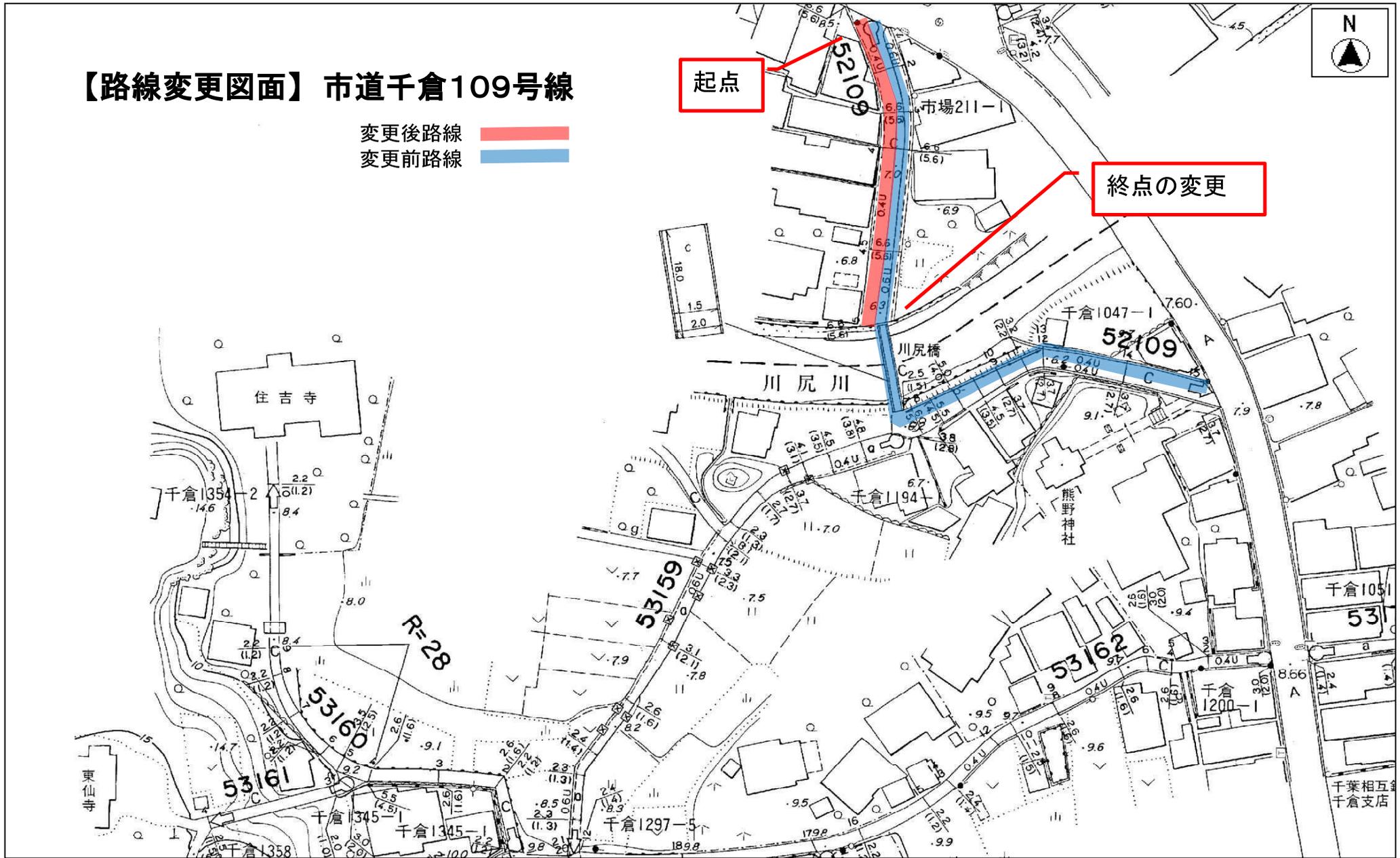
整理番号	路線番号	路線名	旧新別	起 点	終 点
1	52109	千倉109号線	旧	南房総市千倉町北朝夷字市場211番地1	南房総市千倉町南朝夷字千倉1047番地1
			新	南房総市千倉町北朝夷字市場211番地1	南房総市千倉町北朝夷字市場208番地1
2	53159	南朝夷6号線	旧	南房総市千倉町南朝夷字千倉1194番地1	南房総市千倉町南朝夷字千倉1297番地5
			新	南房総市千倉町南朝夷字千倉1197番地	南房総市千倉町南朝夷字千倉1347番地1

【路線変更図面】 市道千倉109号線

変更後路線 
変更前路線 

起点

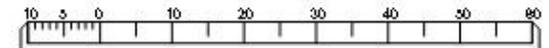
終点の変更



所属：建設課

「免責事項：この図面(印刷物)は、地物等の配置を示したものであり、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。利用者がこれを用いて行う一切の行為、また、現況と一致しないことや内容に瑕疵があることに起因した損害等について、南房総市は、何ら責任を負いません。」

縮尺 1 : 1000



【路線変更図面】 市道南朝夷6号線

変更後路線 —
変更前路線 —

起点の変更

終点

所属：建設課

「免責事項：この図面(印刷物)は、地物等の配置を示したものであり、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。利用者がこれを用いて行う一切の行為、また、現況と一致しないことや内容に瑕疵があることに起因した損害等について、南房総市は、何ら責任を負いません。」

縮尺 1 : 1000

